

山梨県公報

第二千三百八十四号

平成二十六年

一月二十三日

木曜日

目次

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………一五
- 道路の区域変更(三件)……………一五
- 道路の供用開始……………一六
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………一六
- 県営土地改良事業の計画変更の公告……………一六
- 土地改良区役員の退任及び就任……………一六
- 都市計画の変更図書の縦覧……………一七

告示

山梨県告示第十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十六年一月二十三日

- 一 指定する区域 都留市小形山字沖大原一番の一部 山梨県知事 横内正明
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

- 平成二十六年一月二十三日
- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 光子沢大野線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
南巨摩郡身延町大野字高ノ木二二〇七番の内一地从り	南巨摩郡身延町大野字島一一一番地先まで	四・四〇	四・四〇	一五・一	九九五・〇
		一五・一	四・四〇		
		五三・三	八・〇〇		九九五・〇
		一〇九一・〇	五三・三		一〇九一・〇

山梨県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十三日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 横内正明
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
南巨摩郡身延町大野字島一六九番の二地先	から	一三・二〇	一三・二〇	一六・三	二四・七
		一六・三	一三・二〇		

南巨摩郡身延町大野字島一七三番の一地先
まで

新	一四・一〇 一一・二二	二四・七
---	----------------	------

山梨県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府韮崎線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市丸の内二丁目四番の三地先から 甲府市丸の内二丁目三九番の三地先まで	五五・六〇 五七・〇	一八・三〇 一九・二二		五六・五

山梨県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年二月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日

県道

市川三郷山
梨自転車道
線

笛吹市石和町井戸字豊岡五三四二〇五・〇
番の二地先から
笛吹市石和町砂原字青木一九七
番の二地先まで

平成二十六年一月二十三日

山梨県告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十六年一月二十三日
- 二 指定道路の位置
甲斐市宇津谷字唐松五千四百五十七番四
- 三 指定道路の幅員
最大幅員五・〇メートル、最小幅員五・〇メートル
- 四 指定道路の延長
三十三・六六メートル

公 告

● 県営土地改良事業の計画変更の公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（農地環境整備事業 大武川地区）の変更後の土地改良事業計画の概要を公告する。

平成二十六年一月二十三日

山梨県知事 横内正明

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十六年一月二十三日

一 退任

山梨県知事 横内 正明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	山本 紘典	甲州市塩山三日市場 一七二二番地	平成二十五年十一月二十九日

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により富士河口湖町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十六年一月二十三日

山梨県知事 横内 正明

一 都市計画の種類

富士北麓都市計画用途地域

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番